

日本大学の現況と課題

—全学自己点検・評価報告書2015—

(大学・短期大学部・専門学校)

点検・評価結果及び改善意見 【松戸歯学部，松戸歯学研究科】

目 次

基準Ⅰ	理念・目的	- 1 -
基準Ⅱ	教育研究組織	- 3 -
基準Ⅲ	教員・教員組織	- 5 -
基準Ⅳ	教育内容・方法・成果	- 9 -
IV-1	教育目標, 学位授与方針, 教育課程の編成・実施方針	- 9 -
IV-2	教育課程・教育内容	- 12 -
IV-3	教育方法	- 14 -
IV-4	成果	- 18 -
基準Ⅴ	学生の受け入れ	- 20 -
基準Ⅵ	学生支援	- 23 -
基準Ⅶ	教育研究等環境	- 26 -
基準Ⅷ	社会連携・社会貢献	- 32 -
基準Ⅸ	管理運営・財務	- 34 -
IX-1	管理・運営	- 34 -
IX-2	財務	- 36 -
基準Ⅹ	内部質保証	- 38 -
重点項目1	修学継続支援, 学修意欲の喚起	- 40 -
重点項目2	国際交流	- 43 -
	松戸歯学部, 松戸歯学研究科の改善意見	- 46 -

基準Ⅰ 理念・目的

1. 現状の説明

1 大学・学部・研究科等の理念・目的は、適切に設定されているか。

[評価の視点]

- ・ 大学の理念・目的，及びそれに基づく学部・研究科等の理念・目的の明確化
- ・ 個性や特徴の確立化
- ・ 大学の教育理念「自主創造」の能力を持つ人材の育成

〈1〉松戸歯学部

松戸歯学部では、学則にも記載されている日本大学の『目的及び使命』に則り、日本大学の教育理念である「自主創造」の精神を理解した上で、「歯科医療及び公衆衛生の向上と増進に寄与するため、創造性と人間性豊かな精神を備え自律する歯科医師の養成」の教育理念を基に「学部・研究科等の理念・目的を明確化」している。

知的好奇心をもって自らが課題に取り組んで新しい道を切り開き、本学部で得た学びや活動体験を社会に展開できる「自主創造」の能力を持つ人材を育成している。特徴として、歯科医学を医学の一部としてとらえ、口腔の健康は全身の健康を支えるという考え方「メディコデンタルサイエンス（医学的歯科学）」を確立している。

〈2〉松戸歯学研究科

松戸歯学研究科では、大学の理念・目的，及びそれに基づく学部・研究科等の理念・目的の明確化として、「歯科医学の進歩に伴い、これまでの不可逆的な治療から、予防あるいは再生治療へと変わりつつある。それらの変化に的確に対応し、科学する能力を持った臨床医を育てること、未来の歯科医学を担う教育・研究指導者を養成する。また、情報を統合的に解釈して診療にフィードバックできる臨床医あるいは研究者を養成する」ことを目的として明確化している。個性や特徴の確立化及び大学の教育理念「自主創造」の能力を持つ人材の育成については、設定していない。

2 大学・学部・研究科等の理念・目的が、大学構成員（教職員及び学生）に周知され、社会に公表されているか。

[評価の視点]

- ・ 構成員に対する周知方法と有効性
- ・ 社会への公表方法

〈1〉松戸歯学部

松戸歯学部では、学部の理念・目的を松戸歯学部公式ホームページ（以下「学部ホームページ」という）（資料1-1），学修便覧（資料1-2），学部案内（資料1-3）等において公表している。従って、大学の全ての構成員に周知され、かつ社会に公表されている。特に、学生に対しては入学時ガイダンス，1年次科目「自主創造の基礎1」（資料1-4）の中で教

授している。

〈2〉松戸歯学研究科

松戸歯学研究科では、構成員に対する周知方法と有効性及び社会への公表方法として、教育研究上の目的は、大学院学修便覧（資料1-5）、シラバス（資料1-6）、学部案内（資料1-3）、研究科ホームページ（資料1-7）等に掲載し学内外に周知しており、有効性は高いと考えられる。

3 大学・学部・研究科等の理念・目的の適切性について定期的に検証を行っているか。

[評価の視点]

- ・ 理念・目的を検証する責任主体、検証体制・方法

〈1〉松戸歯学部

松戸歯学部では、理念・目的を検証する責任主体は教授会であると考えている。検証体制・方法については、確立されていないが、社会情勢等を考慮して随時検討を行い、必要があれば学務委員会で修正案を作成し、教授会において審議している。

〈2〉松戸歯学研究科

松戸歯学研究科では、理念・目的を検証する責任主体、検証体制・方法として、教育研究上の目的等については、社会情勢等を考量し随時検討を行い、必要があれば研究科運営委員会で修正案を作成し、研究科委員会に諮っている。

2. 根拠資料

- 1-1 学部ホームページの該当ページ
- 1-2 学修便覧
- 1-3 松戸歯学部案内
- 1-4 シラバス [学部]（1年次「自主創造の基礎1」）
- 1-5 大学院学修便覧
- 1-6 シラバス [研究科]
- 1-7 研究科ホームページの該当ページ

基準Ⅱ 教育研究組織

1. 現状の説明

1 大学の学部・学科・研究科・専攻及び附置研究所・センター等の教育研究組織は、理念・目的に照らして適切なものであるか。

[評価の視点]

- ・ 教育研究組織の編制原理
- ・ 理念・目的との適合性
- ・ 学術の進展や社会の要請との適合性

〈1〉松戸歯学部

松戸歯学部では、「教育研究組織の編制原理」は、松戸歯学部の理念に掲げる「全人的な歯科医師を育成する」ことにある。

「理念・目的との適合性」は、今日の松戸歯学部同窓の社会での活躍から、理念・目的との適合性に問題ないと判断している。

「学術の進展や社会の要請との適合性」は、現代社会の変化は、超高齢社会の到来から、今後も急速な変化が予測され、常に検討すべき課題であると認識しており、適宜、諸会議で検討している。

〈2〉松戸歯学研究科

松戸歯学研究科では、教育研究組織の編制原理として、歯学専攻（博士課程）の1専攻で組織されている。理念・目的との適合性として、教育研究上の目的を達成するために、専攻の下に6つの学系、さらにその下に28の専攻学科目を設置しており、その構成は、理念・目的に照らしても適切である。学術の進展や社会の要請との適合性については、検証していない。

2 教育研究組織の適切性について、定期的に検証を行っているか。

[評価の視点]

- ・ 教育研究組織を検証する委員会等の設置状況、運営状況

〈1〉松戸歯学部

松戸歯学部（附属病院を含む）では、平成27年度において、目的に合わせ57の常置委員会を設置（資料2-1）した。平成26年度においては、5つの委員会で開催実績がなかったが、これは、問題が起こった場合に対応を検討する目的で設置された委員会などであり、全体としては適切に運営されている。

〈2〉松戸歯学研究科

松戸歯学研究科では、教育研究組織を検証する委員会等の設置状況、運営状況について、学部同様に大学の内部監査（期末監査）（資料2-1）において、常置委員会の開催状況について報告書を作成し、毎年、開催状況等を検証している。

2. 根拠資料

2-1 平成27年度委員会設置状況

基準Ⅲ 教員・教員組織

1. 現状の説明

1 大学として求める教員像及び教員組織の編制方針を明確に定めているか。

[評価の視点]

- ・ 教員に求める能力・資質等の明確化
- ・ 教員構成の明確化，編成方針の共有方法
- ・ 教員の組織的な連携体制と教育研究に係る責任の所在の明確化

〈1〉松戸歯学部

松戸歯学部では、本学が定める「教員規程」等（資料3-1，3-2）で教員に求める資格が明示されていることを受け「松戸歯学部教員選考内規」（資料3-3），「松戸歯学部教員選考基準」（資料3-4）など（資料3-5，3-6，3-7）を制定し，歯学系大学として「教員に求める能力・資質等を明確」にしている。

「教員構成の明確化，編成方針の共有方法」では，本学部は講座制を採用しているが，平成21年に講座編成検討委員会を臨時に設け検討し，教授会で審議の結果，平成23年4月に，新講座組織に改組し教員定数を明確化した。更に新講座制は，平成28年3月までの5年間維持するとした。

「教員の組織的な連携体制と教育研究に係る責任の所在の明確化」は，講座制が採用されているので，責任は，原則的には当該講座長となる。各講座は，学系ごとにまとめられ，学系主任を配置して，連携を図る体制が整えられている（資料3-8）。

〈2〉松戸歯学研究科

松戸歯学研究科では，教員に求める能力・資質等の明確化及び教員構成の明確化，編成方針の共有方法として，学部の専任教員の中から大学院^①教員及び合教員を選出している。選出方法は，大学院担当が推薦する候補者について，研究科委員会において選考委員会を組織し，本大学の教員規程・教員資格審査規程に定められている事項及び審査書類について審議を行う。その結果は研究科長あて答申され，研究科委員会において最終審議され決定される。これら一連の決定プロセスは，「大学院教員の認定に関する申し合わせ事項」に明確に定め共有化されている。教員の組織的な連携体制と教育研究に係る責任の所在の明確化として，組織的な連携としては，研究科委員会を設置し大学院担当教員との連携を図り，教育研究については研究科長がその責を負う。

2 学部・研究科等の教育課程に相応しい教員組織を整備しているか。

[評価の視点]

- ・ 編制方針に沿った教員組織の整備
- ・ 法令に定める必要専任教員数の確保，年齢構成バランスの適切性
- ・ 授業科目と担当教員の適合性を判断する仕組みの整備
- ・ 研究科担当教員の資格の明確化と適正配置（修士，博士，専門職）

〈1〉松戸歯学部

松戸歯学部では、「編制方針に沿った教員組織の整備」について、教員数の適正化を平成28年3月末までに達成するとしたが、計画に遅れが出ている。

「法令に定める必要専任教員数の確保，年齢構成バランスの適切性」について，法令に定める必要専任教員数は確保できている。年齢構成バランスについては，専任講師が固定化する傾向にある。

「授業科目と担当教員の適合性を判断する仕組みの整備」について，教員人事委員会が適合性を検証し，担当会，担当・副委員長会，教授会の順番で審議され判断している。なお，中心となる教員人事委員会は，学部長，学部次長，学務担当，学生担当，病院長，事務局長が委員となっている。

〈2〉松戸歯学研究科

松戸歯学研究科では，編制方針に沿った教員組織の整備及び法令に定める必要専任教員数の確保，年齢構成バランスの適切性について，平成27年5月1日現在，設置基準上の必要教員数36名に対し， ① 教員及び合教員の合計が63名と基準をみたしているが，28の専攻学科目中6つ（障害者歯科学，生化学・分子生物学，微生物学・免疫学，解剖・組織・発生学，再生歯科治療学，顎咬合形成外科学）の専攻学科目に ① 教員が不在となっている。

また，年齢構成バランスについては，平均年齢53歳となっている。授業科目と担当教員の適合性を判断する仕組みの整備及び研究科担当教員の資格の明確化と適正配置については，研究科委員会にて厳格に審査され配置されている。

3 教員の募集・採用・昇格は適切に行われているか。

[評価の視点]

- ・ 教員の募集・採用・昇格等に関する規程及び手続きの明確化
- ・ 規程，内規等に従った適切な教員人事
- ・ 本学の教育者・研究者としての適性を図るための審査・選考

〈1〉松戸歯学部

松戸歯学部では，「教員の募集・採用・昇格等に関する規程及び手続きの明確化」「規程，内規等に従った適切な教員人事」「本学の教育者・研究者としての適性を図るための審査・選考」について，平成26年12月4日開催の教授会において「松戸歯学部における教員選考のあり方について」（資料3-9）という教員選考における基本的理念を文書にて明確化した。また，内規等が完備しており，かつ適切に運用されている。

教員の採用・昇格等は，学部長を委員長とした教員人事委員会で，規程，内規等に則して審査・選考し，その後，担当会，担当・副委員長会，教授会での審議を経て決定される。このため教員の任用にあたり教育者・研究者としての適性を図るためのシステムは有効に機能していると考えられる。

〈2〉松戸歯学研究科

松戸歯学研究科では，「教員の募集・採用・昇格等に関する規程及び手続きの明確化」，

「規程、内規等に従った適切な教員人事」及び「本学の教育者、研究者としての適性を図るための審査・選考」について、大学院教員の認定に関する申合せ（資料3-10）に基づき、学部の専任教員の中から大学院^①教員及び合教員を選出しており、28の専攻学科目について、欠員が生じないよう適切に行われている。

4 教員の資質の向上を図るための方策を講じているか。

〔評価の視点〕

- ・ 教員の教育・研究、学内運営、社会貢献等の活動状況に対する評価の実施
- ・ ファカルティ・ディベロップメント（FD）の実施状況と有効性

〈1〉松戸歯学部

松戸歯学部では、「教員の教育・研究、学内運営、社会貢献等の活動状況に対する評価」の全ての項目については確立できていない。

教員の教育活動の評価方法については、学生による授業評価アンケートを60名の教員が実施し、結果は教授会及び学内WebClass（資料3-11）に教員の個人名入りで公表している。また、教員相互の授業参観・評価を、平成26年度は1～4年次生で開講している5科目・8名の教員を対象に、各2名の評価者を設置して実施した。委員会を通じて実施報告を行ったほか、対象となった教員に評価結果のフィードバックし授業内容の改善に役立てている。

ファカルティ・ディベロップメント（FD）の実施状況と有効性については、平成26年度FDは、前述の授業評価アンケート結果で高い評価を得た教員を講師としたFD講習会、外部講師による講演会、新任教員を対象としたワークショップほか全5回（資料3-12）に亘り実施し、教員全体の資質向上を図っている。

〈2〉松戸歯学研究科

松戸歯学研究科では、教員の教育・研究、学内運営、社会貢献等の活動状況に対する評価の実施は行っていない。FDの実施状況と有効性について、学部の専任教員の中から大学院^①教員及び合教員を選出しているため、学部でのFD活動が、大学院との共通の活動になっている。また、大学院教員の認定に関する申合せ（資料3-10）に基づき、合教員について、任用後6年間にわたって科研費等が代表者で採択されなかった者、又は、論文が6編に満たなかった者は、合教員の資格を喪失するため、そのことにより資質の向上を図っている。

2. 点検・評価

1 改善すべき事項

〈1〉松戸歯学部

松戸歯学部では、「教員の教育・研究、学内運営、社会貢献等の活動状況に対する評価」は、過去、試験的に行ったが、現在、一部の評価項目で実施しているが、全体的には実施

できていない。

〈2〉松戸歯学研究科

松戸歯学研究科では、平成27年5月1日現在、6つ（障害者歯科学，生化学・分子生物学，微生物学・免疫学，解剖・組織・発生学，再生歯科治療学，顎咬合形成外科学）の専攻学科目に合教員が不在である。

3. 将来に向けた発展方策

1 改善すべき事項

〈1〉松戸歯学部

松戸歯学部では、「教員の教育・研究，学内運営，社会貢献等の活動状況に対する評価」は，教員人事委員会で平成26年度において検討され，今年度中に一部の評価項目で試験的に実施する予定がある。

〈2〉松戸歯学研究科

松戸歯学研究科では，平成27年5月1日現在，6つ（障害者歯科学，生化学・分子生物学，微生物学・免疫学，解剖・組織・発生学，再生歯科治療学，顎咬合形成外科学）の専攻学科目に合教員が不在であるため，早急に選出及び審査を実施し，適切な人員配置を行う。また，教員及び学生が不在の専攻学科目については，学則の変更を行い，削減することも検討する。

4. 根拠資料

- 3-1 教員規程
- 3-2 教員資格審査規程
- 3-3 松戸歯学部教員選考内規
- 3-4 松戸歯学部教員選考基準
- 3-5 松戸歯学部教授・准教授選考委員会内規
- 3-6 助教に関する取扱い基準
- 3-7 助教に関する取扱い基準 第3条③の運用について
- 3-8 講座編成表
- 3-9 松戸歯学部における教員選考のあり方について
- 3-10 大学院教員の認定に関する申合わせ事項
- 3-11 学内WebClass
- 3-12 ワークショップ開催要項

基準Ⅳ 教育内容・方法・成果

Ⅳ－１ 教育目標，学位授与方針，教育課程の編成・実施方針

１．現状の説明

１ 教育目標に基づき学位授与方針を明示しているか。

[評価の視点]

- ・ 学士課程・短期大学士課程・修士課程・博士課程・専門職学位課程の教育目標の明示方法
- ・ 教育目標と学位授与方針との整合性
- ・ 学位授与方針における修得すべき学修成果，その達成のための諸要件等の明示

〈1〉松戸歯学部

松戸歯学部では，教育目標に基づき，「6年間を通じ歯科医師としての基礎知識・技能の修得と対人関係能力や医療人としての人格を備え，本学部のカリキュラム・ポリシーに基づいた各分野の授業科目をすべて履修し，所定の単位を修得した者に学士(歯学)の学位を授与する。」という学位授与方針を明記している。「教育目標」，「学位授与方針」を学部ホームページ(資料4-1-1)，学修便覧(資料4-1-2)，学部案内(資料4-1-3)等において明示している。

また，各学年のシラバス(資料4-1-4)，学部ホームページ(資料4-1-1)に修得すべき学修成果，その達成のための諸要件を明示している。

「教育目標と学位授与方針との整合性」に関しては，学務委員会において必要に応じて精査している。

〈2〉松戸歯学研究科

松戸歯学研究科では，博士課程の教育目標の明示方法，教育目標と学位授与方針との整合性及び学位授与方針における修得すべき学修成果，その達成のための諸要件等の明示について，教育研究上の目的に基づき，ディプロマ・ポリシー(学位授与の方針)を「4年間を通じ，本学部の教育方針に基づいて30単位以上を履修し，博士論文の審査及び最終試験に合格した者に博士(歯学)の学位を授与する」と策定している。学位論文の審査基準等は，大学院学修便覧(資料4-1-5)にて明示している。

２ 教育目標に基づき教育課程の編成・実施方針を明示しているか。

[評価の視点]

- ・ 教育課程の編成・実施方針の策定とその明示方法
- ・ 教育目標・学位授与方針と教育課程の編成・実施方針との整合性
- ・ 科目区分，必修・選択の別，単位数等の明示

〈1〉松戸歯学部

松戸歯学部では、教育目標に基づき、「6年間に教養科目，外国語科目，保健体育科目，準備教育科目，専門科目（医療行動科学領域，基礎形態機能学領域，分子生物学領域，形態基礎医学領域，社会系歯科医学領域，臨床歯科医学領域，総合医学領域，歯科医学総合講義領域，臨床実習領域）を配し，多くは統合型講義としている。」とカリキュラム・ポリシーを策定している。学修便覧に教育課程表を掲載し，「科目区分，必修・選択の別，選択科目名・単位等」を明示している。

「教育目標・学位授与方針と教育課程の編成・実施方針との整合性」に関しては，学務委員会において必要に応じて精査している。

〈2〉松戸歯学研究科

松戸歯学研究科では，教育課程の編成・実施方針の策定とその明示方法及び教育目標・学位授与方針と教育課程の編成・実施方針との整合性について，教育研究上の目的に基づき，カリキュラム・ポリシー（教育課程編成・実施方針）を「4年間に専攻学科目，共通科目，演習科目を配し，指導教員の下で先進的な知識・技能や研究手法を修得したうえで研究成果を得られる環境を整え，国際的に活躍できる人材を養う」と策定し，歯学専攻の下に6つの学系，さらにその下に28の専攻学科目を置いている。専攻学科目，必修・選択の別，単位数等は，大学院学修便覧（資料4-1-5）及びシラバス（資料4-1-6）にて明示している。

3 教育目標，学位授与方針及び教育課程の編成・実施方針が，大学構成員（教職員及び学生等）に周知され，社会に公表されているか。

[評価の視点]

- ・ 学内への周知方法とその有効性
- ・ 社会への公表方法とその適切性

〈1〉松戸歯学部

松戸歯学部では，教育研究上の目的，カリキュラム・ポリシー，ディプロマ・ポリシーは，学部ホームページ（資料4-1-1），学修便覧（資料4-1-2），学部案内（資料4-1-3）等に明示し，学内外に周知している。特に学内教員については非常勤講師も含めて「教員用学修の手引き」（資料4-1-7）を配布し，教育研究上の目的等に留まらず，カリキュラムごとの履修方法や試験等の運用方法を詳細に周知し，共通理解を得られるようにしている。

社会への公表については，学部ホームページにて明示している。適切性に関しては，精査する必要がある。

〈2〉松戸歯学研究科

松戸歯学研究科では，学内への周知方法とその有効性としては，大学院学修便覧（資料4-1-5）及びシラバス（資料4-1-6）を通じ有効に周知されており，社会への公表方法とその適切性としては，ホームページ（資料4-1-1）を通じ教育研究上の目的，ディプロマ・ポリシー及びカリキュラム・ポリシーを適切に公表している。

4 教育目標，学位授与方針及び教育課程の編成・実施方針の適切性について定期的に検証を行っているか。

[評価の視点]

- ・ 教育目標，学位授与方針及び教育課程の編成・実施方針の適切性を検証する責任主体・組織，検証方法

〈1〉 松戸歯学部

松戸歯学部では，教育目標，学位授与方針及び教育課程の編成・実施方針の適切性を検証する責任主体・組織は，教授会であると考えている。検証方法については，確立していないが，必要に応じ学務委員会において検証を行い，教授会に上程している。

〈2〉 松戸歯学研究科

松戸歯学研究科では，教育目標，学位授与方針及び教育課程の編成・実施方針の適切性を検証する責任主体・組織，検証方法として，教育研究上の目的，ディプロマ・ポリシー及びカリキュラム・ポリシーの適切性について，定期的に研究科運営委員会にて検証され，必要に応じ研究科委員会において審議・改正している。

2. 根拠資料

- 4-1-1 学部ホームページ
- 4-1-2 学修便覧
- 4-1-3 学部案内
- 4-1-4 各学年のシラバス
- 4-1-5 大学院学修便覧
- 4-1-6 シラバス [研究科]
- 4-1-7 教員用学修の手引き

IV-2 教育課程・教育内容

1. 現状の説明

1 教育課程の編成・実施方針に基づき、授業科目を適切に開設し、教育課程を体系的に編成しているか。

[評価の視点]

- ・ 必要な授業科目の開設状況
- ・ 順次性のある授業科目の体系的配置とその適切性
- ・ 専門教育・教養教育の位置づけと量的配分の適切性（学士）
- ・ コースワークとリサーチワークのバランス（修士，博士）
- ・ 教育課程の適切性を検証する責任主体・組織，検証方法

〈1〉松戸歯学部

松戸歯学部では、「必要な授業科目の開設状況」「順次性のある授業科目の体系的配置とその適切性」については、歯学教育モデル・コア・カリキュラムを踏まえて、学部のカリキュラム・ポリシーに基づき、学科目群を教養系領域，医療行動科学領域，基礎形態機能学領域，分子生物学領域，病態基礎医学領域，社会系歯科医学領域，臨床歯科医学領域，総合医学領域，歯科医学総合講義領域，臨床実習領域の10の領域から構成する特徴ある教育課程（カリキュラム）を実施している。

「教育課程の適切性を検証する責任主体・組織，検証方法」については，平成26年度は，学務委員会の傘下である教育主任会議によるシラバスの内容，記載方法等の学内監査を実施し評価した。その結果は，平成27年度以降継続実施の予定で，シラバスの改善に反映させている。

〈2〉松戸歯学研究科

松戸歯学研究科では，必要な授業科目の開設状況及び順次性のある授業科目の体系的配置とその適切性について，教育研究上の目的を体現する28の専攻学科目と，8つの共通科目及び4つの演習科目で編成されており，コースワーク及びリサーチワークのバランスを考慮しながら学位取得を目指している。そして，教育課程の適切性を検証する責任主体・組織，検証方法については，定期的に授業科目等を研究科運営委員会にて検証し，必要に応じ研究科委員会において審議・改正している。

2 教育課程の編成・実施方針に基づき、各課程に相応しい教育内容を提供しているか。

[評価の視点]

- ・ 教育課程の編成・実施方針と教育内容の関連性
- ・ 学士課程教育に相応しい教育内容の提供（学士・短期大学士）
- ・ 初年次教育・高大連携に配慮した教育内容の実施状況（学士・短期大学士）

- ・ 入学前教育の実施状況（学士・短期大学士）
- ・ 専門分野の高度化に対応した教育内容の提供（修士・博士）

〈1〉 松戸歯学部

松戸歯学では、「教育課程の編成・実施方針と教育内容の関連性」「学士課程教育に相応しい教育内容の提供」については、歯学教育モデル・コア・カリキュラムを踏まえて学部のカリキュラム・ポリシーに基づき、統合型講義として各学年に配置した専門教育を統合する「歯科医学総合講義」、1～6年次にわたって全人的歯科医師を育成するテーマで構成される「医療行動科学」、臨床の専門分野の統合を目的とした「歯科医療の展開」と並行して、歯科医学の主要領域である歯科保存学、歯科補綴学、口腔顎顔面外科学をしつかりと行うことで学士課程教育に相応しい教育内容を提供している。

「初年次教育・高大連携に配慮した教育内容の実施状況」として、「自主」性を涵養し、「創造」性への導入を目指した全学共通初年次教育科目「自主創造の基礎1」を配している。

「入学前教育の実施状況」に関しては、AO入試や推薦入試合格者など早期入学決定者に対しては、入学前に本学部が提供した教材にて高校の学修の復習を中心に教育を実施している。

〈2〉 松戸歯学研究科

松戸歯学研究科では、教育課程の編成・実施方針と教育内容の関連性及び専門分野の高度化に対応した教育内容の提供について、教育研究上の目的に基づき、各専攻学科目にて最先端の研究環境のもと、高度化に対応した専門性を高める指導が行われている。また、さらに広い視野を得るため8つの共通科目及び4つの演習科目を開設している。

IV-3 教育方法

1. 現状の説明

1 教育方法及び学習指導は適切か。

[評価の視点]

- ・ 教育目標の達成に向けた授業形態（講義・演習・実験等）の採用
- ・ 履修科目登録の上限設定，学習・学修指導の充実
- ・ 学生の主体的参加を促す授業方法
- ・ 研究指導計画に基づく研究指導・学位論文作成指導の実施状況（修士・博士）

〈1〉松戸歯学部

松戸歯学部では、「教育目標の達成に向けた授業形態（講義・演習・実験等）の採用」については、専門科目のほとんどが講義と実習で構成され、知識の確実な習得を容易にしている。

「履修科目登録の上限設定，学習・学修指導の充実」については、専門科目は全科目必修科目であるので、履修科目登録の上限は設置されていない。各学年に学習サポート委員会を設置し、特に高学年では少人数グループ制とグループ担任制により、きめの細かい指導を行っている。

「学生の主体的参加を促す授業方法」として、授業進行は、教員による一方向的な講義形式の教育とは異なり、学修者の能動的な学修への参加を取り入れた教授法を実践している。学修者が能動的に学修することによって、知的好奇心をもって課題に取り組んでいけるような工夫が施されている。このことが知識の確実な定着に繋がっている。認知的、倫理的、社会的能力、教養、知識、経験を含めた汎用的能力の育成を図り、発見型学修、問題解決型学修、体験型学修、調査学修等が含まれ、教室内でのグループ・ディスカッション、グループ・ワーク等も科目によっては試みがなされている。

〈2〉松戸歯学研究科

松戸歯学研究科では、教育目標の達成に向けた授業形態（講義・演習・実験等）の採用として、共通科目があり、講義・演習・実験形式の8科目を受講することが可能となっている。履修科目登録の上限設定，学習・学修指導の充実として、特に履修科目登録の上限は設けていない。

学生の主体的参加を促す授業方法として、歯学特別演習Ⅲがあり、単位認定には、定期的（年約15回）に国内外の講師を招聘し開催している特別講義・大学院セミナーに4年間で10回以上参加することが認定要件になっており、出席回数に上限を設けていないため、主体的に参加できる科目になっている。

研究指導計画に基づく研究指導・学位論文作成指導の実施状況として、シラバス（資料4-3-1）に詳細な研究指導計画が掲載されており、研究成果である学位論文は、大学院学修便覧（資料4-3-2）掲載の作成要領に基づき作成されている。

2 シラバスに基づいて授業が展開されているか。

[評価の視点]

- ・ シラバスの作成と内容の充実
- ・ 授業内容・方法とシラバスとの整合性、及びその検証方法

〈1〉松戸歯学部

松戸歯学部では、「シラバスの作成と内容の充実」については、シラバスに学修到達目標、授業方法・授業計画、成績評価基準、準備学修に必要な時間及び準備学修の内容等及び授業内容等の必要項目が網羅され、学生には日頃の学修の指針として大いに役立っている。教員は、学生が歯科医師としての知識、技能及び態度を修得することを常に意識し、シラバスに準拠するように授業を進行している。

「授業内容・方法とシラバスとの整合性、及びその検証方法」については、シラバスの記載内容どおり授業が実施されたかを、授業評価アンケートの必須質問事項として設け学生が目線で確認している。その結果は、学内にて教育主任会議、学務委員会等により確認、分析等検証し指導を行っている。

〈2〉松戸歯学研究科

松戸歯学研究科では、シラバスの作成と内容の充実及び授業内容・方法とシラバスとの整合性、及びその検証方法について、学部同様にシラバス（資料4-3-1）の授業計画に基づき、授業が行われ、定期的に研究科運営委員会にて検証・見直しを実施している。

3 成績評価と単位認定は適切に行われているか。

[評価の視点]

- ・ 成績評価方法及び成績評価基準の明示
- ・ 成績評価方法及び成績評価基準の公正性・厳格性の確保
- ・ 単位制度の趣旨に基づく単位認定の適切性
- ・ 既修得単位認定の適切性

〈1〉松戸歯学部

松戸歯学部では、「成績評価方法及び成績評価基準の公正性・厳格性の確保」「単位制度の趣旨に基づく単位認定の適切性」については、学科目毎の成績基準は、学生個人の知識の定着度（達成度）を測る試験の点数を柱とし、その他、学修態度等を考慮して設定し厳格に行われている。

「成績評価方法及び成績評価基準の明示」に関し、成績の評価方法・その基準等については、全て学修便覧等に記載し明示している。

「既修得単位認定の適切性」については、本学部では、既修得単位認定を実施していない。

〈2〉松戸歯学研究科

松戸歯学研究科では、成績評価方法及び成績評価基準の明示、成績評価方法及び成績評

評価基準の公正性・厳格性の確保及び単位制度の趣旨に基づく単位認定の適切性について、専攻学科目、共通科目及び演習科目の成績評価方法は、シラバス(資料4-3-1)に明示され、厳格に単位認定されている。既修得単位認定の適切性については、検証していない。

4 教育成果について定期的な検証を行い、その結果を教育課程や教育内容・方法の改善に結びつけているか。

[評価の視点]

- ・ 教育成果の検証方法及び検証結果を教育課程や教育内容・方法に結びつける方策とその有効性

〈1〉松戸歯学部

松戸歯学部では、成績評価の妥当性は、学年ごとに行われる科目責任者会議により検証され、調整される。また、教育・学修総合センターにおいて、試験成績に基づいた分析データを作成し、教員にフィードバックされ、きめ細やかなサポートを行っている。

〈2〉松戸歯学研究科

松戸歯学研究科では、教育成果の検証方法及び検証結果を教育課程や教育内容・方法に結びつける方策とその有効性について、1年次、2年次及び3年次に研究経過報告書(資料4-3-3)の作成を義務づけており、特に、3年次には口頭発表並びにポスター発表を実施し、他分野の教員から研究に対する有意な助言を受けることで、教育成果の向上を図っている。

2. 点検・評価

1 効果が上がっている事項

〈1〉松戸歯学研究科

松戸歯学研究科では、3年次研究経過報告会では、学生が研究発表の場に慣れるとともに、他分野の教員から研究に対する有意な助言を受けることで、研究の視野の広がりや深化が図られている。

3. 将来に向けた発展方策

1 効果が上がっている事項

〈1〉松戸歯学研究科

松戸歯学研究科では、現在、3年次研究経過報告会でのみ口頭発表を実施しているが、1年次及び2年次にも口頭発表の機会を作っていきたい。

4. 根拠資料

4-3-1 シラバス [研究科]

4-3-2 大学院学習便覧

4-3-3 研究経過報告書

IV-4 成果

1. 現状の説明

1 教育目標に沿った成果が上がっているか。

[評価の視点]

- ・ 学生の学修成果及び目標達成度を測定するための評価指標の開発とその適用
- ・ 学生の自己評価、卒業後の評価（就職先の評価、卒業生評価）

〈1〉松戸歯学部

「学生の学修成果及び目標達成度を測定するための評価指標の開発とその適用」について、各学年に歯科医学総合講義を設置し、その総合試験により1年間の学修成果を評価する。平成26年度卒業生の歯科医師国家試験合格率は73%、全国私立歯科大学中第6位の成績で、松戸歯学部の成績評価の妥当性は社会的にも認められている。

「学生の卒業後の評価」については、歯科医師養成を目的とした松戸歯学部では、卒業生は、卒業時に歯科医師国家試験に合格した後に、1年間の臨床研修が義務となっている。1年間の研修期間で、臨床歯科医師としての経験を積み、現場で必要とされる知識技術を修得し、修了証を得ることとなる。修了証を得るにあたっては、松戸歯学部附属病院で定めた研修プログラムの基準に基づいた到達度試験に合格することにより、研修終了が認められる。研修終了後は、一般の歯科医院等で開業医或いは勤務医等として社会で活躍することができる。歯科医師養成課程である松戸歯学部においては、卒業時の国家試験及び平成18年度から必修化された臨床研修制度における松戸歯学部独自の到達度試験との2重のチェック体制がとられており、それらの試験を経て初めて歯科医師として一人立ちすることができることから、現在のところ、勤務先からの評価を得ることまでは行っていない。また、松戸歯学部に寄せられる求人票においても、卒業生数を大きく上回る数の求人が寄せられている（資料4-4-1）。

〈2〉松戸歯学研究科

松戸歯学研究科では、学生の学修成果及び目標達成度を測定するための評価指標の開発とその適用として、評価指標を設けていない。学生の自己評価、卒業後の評価検証として、修了後の進路先として、助教、専修医及び研究生等があり、その多くが引き続き大学で研究者として研鑽を積んでいる。

2 学位授与（卒業・修了認定）は適切に行われているか。

[評価の視点]

- ・ 学位授与方針に基づいた学位授与の実施状況とその適切性
- ・ 卒業判定手続きの適切性
- ・ 学位審査及び修了認定の客観性・厳格性を確保する方策（修士・博士、専門職）

〈1〉松戸歯学部

松戸歯学部では、学位授与方針は「6年間を通じ、歯科医師としての基礎知識・技能の修得と対人関係能力や医療人としての人格を備え、本学部のカリキュラム・ポリシーに基づいた各分野の授業科目をすべて履修し、所定の単位を修得した者に学士(歯学)の学位を授与する。」として明記しており、6年次までに課せられた全科目に合格し、総計207単位以上を修得した者に学士(歯学)の学位が授与される。

また、6年次後期設置の「歯科医学総合講義6」の定期試験は、6年間で学修すべき全ての範囲を網羅した、いわば卒業達成度評価テストにあたり、プレ国家試験としての位置付けで実施している。当該試験の結果は卒業判定においてかなりの比重を占め、その他の科目もあわせ、学修サポート委員会、学務委員会において、学位授与認定(卒業判定)について事前の審査後、教授会において審議の上、学位授与者(卒業判定)を決定している。

〈2〉松戸歯学研究科

松戸歯学研究科では、学位授与方針に基づいた学位授与の実施状況とその適切性、卒業判定手続きの適切性及び学位審査及び修了認定の客観性・厳格性を確保する方策として、4年以上在籍し、所属学系の専攻学科目24単位、共通科目3単位、演習科目3単位を修得し、英語試験及び学位論文の審査に合格した者に博士(歯学)の学位が授与される。学位論文の最終審査は、研究科委員会にてプレゼンテーション及び質疑応答をもって実施され、客観性・厳格性が確保されている。

2. 根拠資料

4-4-1 歯科医師求人票件数・人数表

基準Ⅴ 学生の受け入れ

1. 現状の説明

1 学生の受け入れ方針を明示しているか。

[評価の視点]

- ・ 大学・学部・研究科等の理念・目的・教育目標に基づいた学生の受け入れ方針の策定とその明示方法
- ・ 当該課程に入学するに当たり、修得しておくべき知識等、学生に求める内容・水準の明示
- ・ 本学への入学を希望する障がいをもつ学生や社会人、外国人留学生等、多様な学生の受け入れ方針の策定とその明示方法

〈1〉松戸歯学部

松戸歯学部では、教育理念・目的・教育目標に基づいたアドミッション・ポリシー(入学者受け入れ方針)を策定し、修得しておくべき知識等、学生に求める内容・水準も含め学部案内(資料5-1)、学部ホームページ(資料5-2)等に掲載するとともに進学相談会、学校訪問等の際に周知をしている。

当該課程に入学するに当たり、修得しておくべき知識等、学生に求める内容・水準の明示、本学への入学を希望する障がいをもつ学生や社会人、外国人留学生等、多様な学生の受け入れ方針の策定とその明示方法については、実施されていないが、事前の相談窓口(教務課・学生課)にて対応している。

〈2〉松戸歯学研究科

松戸歯学研究科では、大学・学部・研究科等の理念・目的・教育目標に基づいた学生の受け入れ方針の策定とその明示方法、当該課程に入学するに当たり、修得しておくべき知識等、学生に求める内容・水準の明示及び本学への入学を希望する障がいをもつ学生や社会人、外国人留学生等、多様な学生の受け入れ方針の策定とその明示方法について、アドミッション・ポリシーを策定し、学部案内(資料5-1)及びホームページ(資料5-2)等に掲載し広く周知している。また、学内の臨床研修歯科医師に対し、毎年5月に2日間に渡り大学院進学説明会(資料5-3)を実施し、各専攻学科目の教員が研究内容等の説明を行っている。

2 学生の受け入れ方針に基づき、公正かつ適切に学生募集及び入学者選抜を行っているか。

[評価の視点]

- ・ 学生の受け入れ方針に基づいた学生募集方法、入学者選抜方法の適切性
- ・ 入学者選抜において透明性を確保するための措置の適切性

〈1〉松戸歯学部

松戸歯学部では、アドミッション・ポリシーを具現化するために、一般入試、推薦入試、AO入試のそれぞれに選抜方針を定め、学部ホームページに掲載している。学部ホームページには附属推薦、校友子女入試を含めてすべての入試の情報を掲載し透明性を確保している。

〈2〉松戸歯学研究科

松戸歯学研究科では、学生の受け入れ方針に基づいた学生募集方法、入学者選抜方法の適切性及び入学者選抜において透明性を確保するための措置の適切性として、アドミッション・ポリシーに基づき、一般・社会人・外国人留学生を対象に入学試験を実施している。募集に関してはホームページ（資料5-2）に掲載することで、透明性を確保している。

3 適切な定員を設定し、学生を受け入れるとともに、在籍学生数を収容定員に基づき適正に管理しているか。

[評価の視点]

- ・ 入学定員に対する入学者数比率及び収容定員に対する在籍学生数比率の適切性
- ・ 収容定員に対する在籍学生数の過剰・未充足に関する対応の適切性

〈1〉松戸歯学部

松戸歯学部では、学則定員は130名であるが、文科省の定員削減方針を受け、平成27年度における募集定員は115名とし、入学者は124名であった。

一般入試のN方式、A方式（第1期及び第2期）、C方式（第1期及び第2期）及びAO入試以外にも推薦入試（附属高等学校等、公募・指定校、校友子女）を設定しアドミッション・ポリシーに沿った学生を広く募集している（資料5-4）。

入学定員に対する入学者数比率及び収容定員に対する在籍学生数比率の適切性、収容定員に対する在籍学生数の過剰・未充足に関する対応の適切性については、適切であると考えている。

平成27年度入学者は、入学定員130名に対し124名で入学者数比率は0.95である。平成27年5月1日現在の学生数は、収容定員840名に対して現員数751人で収容率は0.89である。

〈2〉松戸歯学研究科

松戸歯学研究科では、入学定員に対する入学者数比率及び収容定員に対する在籍学生数比率の適切性及び収容定員に対する在籍学生数の過剰・未充足に関する対応の適切性として、平成27年5月1日現在の学生数は、収容定員120名に対して現員数101名で、収容率は0.84と概ね適切である。

4 学生募集及び入学者選抜は、学生の受け入れ方針に基づき、公正かつ適切に実施されているかについて、定期的に検証を行っているか。

[評価の視点]

- ・ 学生募集及び入学者選抜について検証する仕組みの確立とその適切性

〈1〉松戸歯学部

松戸歯学部では、入学者選抜の公平性・妥当性については、入学試験委員会において検証し、その結果を翌年度の入試に生かしている。

入学試験における選抜方法は、アドミッション・ポリシーを活かした小論文や面接を重視し、歯科医学を修得するための基礎的な学力とコミュニケーション能力を備えた学生の確保を目指している。そのうえで、合格者決定の際には実際に教育を施す教員の代表である学部長，学務担当，学生担当及び事務局の代表である事務局長等が素案を作成する。経営を基準とした定員数の充足のみを目途とするのではなく、アドミッション・ポリシーに相応しい学生をもって定員数を確保するために教員と事務局が慎重な議論を重ね合格者を決定している。

〈2〉松戸歯学研究科

松戸歯学研究科では、学生募集及び入学者選抜について検証する仕組みの確立とその適切性として、入学者選抜の公平性・妥当性については、大学院入学試験委員会において検証し、翌年の入試に生かしている。

2. 点検・評価

1 効果が上がっている事項

〈1〉松戸歯学研究科

松戸歯学研究科では、平成27年5月現在、学生数が研究科設置以来初の100名を超えた。収容率も過去最高になっている。

3. 将来に向けた発展方策

1 効果が上がっている事項

〈1〉松戸歯学研究科

松戸歯学研究科では、平成27年5月1日現在の学生数は、収容定員120名に対して現員数101名で、収容率は0.84となっており、数年以内に収容定員120名になるよう多様な学生の受入れと、魅力ある教育課程及び明確なキャリアパスの策定を行っていききたい。

4. 根拠資料

- 5-1 学部案内
- 5-2 学部ホームページ
- 5-3 大学院進学説明会タイムスケジュール
- 5-4 入試集計表

基準Ⅵ 学生支援

1. 現状の説明

1 学生が学修に専念し、安定した学生生活を送ることができるよう学生支援に関する方針を明確に定めているか。

[評価の視点]

- ・ 学生に対する修学支援、生活支援、進路支援に関する方針の明確化
- ・ 修学支援、生活支援、進路支援に関する方針の教職員間での共有方法

〈1〉松戸歯学部、松戸歯学研究科

松戸歯学部では、「学生に対する修学支援、生活支援、進路支援に関する方針の明確化」については、「学生支援に関する方針」としては定めてはいない。しかしながら、「教育研究上の目的」(資料6-1)、「教育方針」(資料6-2)を具体的に定め、それに基づき修学支援、生活支援、進路支援を行っている。

「修学支援、生活支援、進路支援に関する方針の教職員間での共有方法」については、「教育研究上の目的」「教育方針」をホームページ(資料6-3, 6-4)へ掲載し、新入生に配布する学修便覧(資料6-5, 6-6)に掲載することにより、1年次を担当する教員はもとより、全講座に配布し周知している。また、毎月、学生生活委員会及びクラス担任主任連絡協議会を開催し、教職員間において生活支援等の情報を共有している。

2 学生への修学支援は適切に行われているか。

[評価の視点]

- ・ 奨学金等の経済的支援措置の適切性
- ・ 障がいのある学生等サポートが必要な学生に対する修学支援措置の適切性

〈1〉松戸歯学部、松戸歯学研究科

「奨学金等の経済的支援措置の適切性」については、学部独自の奨学金制度として日本大学松戸歯学部鈴木奨学金の他、平成27年度から日本大学松戸歯学部大竹奨学金を新たに設置した(資料6-7, 6-8)。また金融機関と提携した教育ローン並びに日本学生支援機構を始めとする地方自治体、奨学財団の奨学金を周知し、経済的要支援者に対応している。

「障がいのある学生等サポートが必要な学生に対する修学支援措置の適切性」について、修学支援の必要な障害を持つ学生は、現在のところ在学していない。今後、支援が必要なケースが生じた場合、その都度必要性を考慮し検討していく。

3 学生の生活支援は適切に行われているか。

[評価の視点]

- ・ 心身の健康保持・増進及び安全・衛生への配慮とその適切性
- ・ ハラスメント防止のための措置

〈1〉 松戸歯学部，松戸歯学研究科

「心身の健康保持・増進及び安全・衛生への配慮とその適切性」について，松戸歯学部の学生相談室に学生相談センターのカウンセラーが火～金曜日に来校し，学生からの相談を受けている。また月・土曜日は，松戸歯学部の教員が相談を担当している（資料 6-9，6-10）。

各学年にクラス担任，学年教育主任を配し，学生からの相談受付体制を充実させる一方，毎月学生生活委員会及びクラス担任主任連絡協議会を開催し，教職員同士の連絡体制を充実させ，より一層の支援体制を築いている（資料 6-11）。また，教職員に対して，日本大学インターカーの資格取得を奨励し，平成 27 年 7 月 15 日現在 50 名の教職員が資格を取得している（資料 6-12）。

身体面の健康保持としてクラブ活動を奨励しており，多くの学生がクラブ活動に参加し（資料 6-13），全日本歯科学生総合体育大会，日本大学体育大会等に出場している。また，各競技において他大学との交流試合にも参加し，健康保持に努めている。

学生食堂においては，平成 27 年度から限定 30 食ではあるが，一食 100 円で安価な朝食の提供を実施している（資料 6-14，6-15）。

5 年次の臨床実習を受講する以前にワクチン接種を行い，感染症予防対策を行っている（資料 6-16，6-17）。また，学内各所に手指消毒薬を配備し，トイレにはうがい用のディスポーザブルカップを設置している。

「ハラスメント防止のための措置」については，人権侵害防止委員会を設置し，毎年度始めにリーフレットを配付し，教職員等にハラスメント防止について周知徹底している（資料 6-18，6-19）。

4 学生の進路支援は適切に行われているか。

[評価の視点]

- ・ 進路選択に関わる指導・ガイダンスの実施状況と適切性
- ・ キャリア支援に関する組織体制の整備
- ・ 関連する国家試験に対する支援体制

〈1〉 松戸歯学部

松戸歯学部では，進路選択に関わる指導については，関連する国家試験に対する支援体制の一環として実施している。国家試験合格にむけて，6 年次後期設置の「歯科医学総合講義 6」の定期試験は，6 年間で学修すべき全ての範囲を網羅した，いわば卒業達成度評価テストにあたり，プレ国家試験としての位置付けで実施している。

5・6 年次に関しては，常に面談等を実施し生活面，学修面等細かく指導している。ガイダンスについては特に実施していない。学部の特徴でキャリア支援は行っていないが，前述したように，国家試験合格（進路支援）に向けて，学修サポート委員会，院内教育委員会を中心に適切に行われている。

〈2〉 松戸歯学研究科

松戸歯学研究科では、進路選択に関わる指導・ガイダンスの実施状況と適切性進路支援については、各専攻学科目の担当教員及び講座において支援を行っている。キャリア支援に関する組織体制の整備及び関連する国家試験に対する支援体制については、実施していない。

2. 根拠資料

- 6-1 教育研究上の目的
- 6-2 教育方針
- 6-3 松戸歯学部ホームページ
- 6-4 大学院松戸歯学研究科ホームページ
- 6-5 2015学修便覧
- 6-6 平成27年度（2015年度）大学院学修便覧
- 6-7 日本大学松戸歯学部鈴木奨学金・研究費給付規程
- 6-8 日本大学松戸歯学部大竹奨学金給付規程
- 6-9 平成27年度学生相談室開室日及び担当者
- 6-10 日本大学カウンセリングサービス2015
- 6-11 平成27年度学年教育主任・クラス担任
- 6-12 日本大学インテーカー認定者一覧（平成27年7月15日現在）
- 6-13 平成27年度学生クラブ一覧
- 6-14 平成26年度第6回学生生活委員会議事資料（抜粋）
- 6-15 平成27年度朝食提供実績（4.1～7.23）
- 6-16 平成27年度予防接種予定表
- 6-17 インフルエンザへの対応について
- 6-18 リーフレット「日本大学は人権侵害を許しません！」
- 6-19 人権侵害防止に係る巡回講演会

基準Ⅶ 教育研究等環境

1. 現状の説明

1 教育研究等環境の整備に関する方針を明確に定めているか。

[評価の視点]

- ・ 学生の学修及び教員による教育研究環境整備に関する方針の明確化，教職員間での共有方法
- ・ 校地・校舎・施設・設備に係る大学・学部等の整備計画
- ・ 未使用校舎・講堂等の有効活用計画

〈1〉松戸歯学部，松戸歯学研究科

松戸歯学部では、「学生の学修及び教員による教育研究環境整備に関する方針の明確化，教職員間での共有方法」について，東日本大震災の教訓を生かすため，学生及び教職員の安全確保を最優先することを方針として掲げ，教授会等で確認している。

「校地・校舎・施設・設備に係る大学・学部等の整備計画」について，平成 24 年度に学生及び教職員の安全性確保のため，主要な建物である「校舎棟」及び「体育館併設食堂棟」において耐震補強工事を実施した。また，付属病院及び実験室等の廃水を処理する「廃水処理施設」が老朽化したため，平成 26 年度より全面改修工事を行っており，平成 27 年度に竣工する予定である。その他竣工後 40 年以上が経過している「管理研究棟」等の建物についても，財政状況を考慮した上，今後整備計画を立てていく予定である。

「未使用校舎・講堂等の有効活用計画」については，現在，松戸歯学部では未使用校舎はなく，全て活用している。講堂等は，地域社会に有料ではあるが，貸し出しをおこなっており，また体育館は，避難場所として，地域住民の受入も方針として掲げている。

2 十分な校地・校舎及び施設・設備を整備しているか。

[評価の視点]

- ・ 校地・校舎等の整備状況とキャンパス・アメニティの形成
- ・ 校地・校舎・施設・設備の維持・管理及び安全・衛生・防犯・防災に関する責任体制の確立とシステムの整備状況
- ・ 施設・設備面におけるバリアフリーの整備状況

〈1〉松戸歯学部，松戸歯学研究科

松戸歯学部では，「校地・校舎等の整備状況とキャンパス・アメニティの形成」について，校地・校舎面積については，大学設置基準第 37 条による基準面積を充足しており，講義室・演習室は 13 室，実験・実習室は 9 室有している。また，平成 24 年度に主要な建物である「校舎棟」及び「体育館併設食堂棟」において耐震補強工事を実施した。施設・設備等の維持・管理等については，毎年度業者と業務委託契約を取り交し，保守点検を行っており，その点検結果に基づき施設・設備の更新等を検証している。

「校地・校舎・施設・設備の維持・管理及び安全・衛生・防犯・防災に関する責任体制の確立とシステムの整備状況」について、検討する機関としては、担当会、事務4役会といった学部執行機関と安全衛生委員会、防火・防災管理委員会、廃水・危険薬品等管理委員会、放射線障害防止委員会、動物実験委員会、バイオセーフティ委員会など専門委員会がその中心となっている。災害、事故等の予防及び発生した場合の対応マニュアル（資料7-1, 7-2, 7-3, 7-4）は、それぞれ整備されている。特に、防災については、年2回検証のための訓練を行っている。

「施設・設備面におけるバリアフリーの整備状況」については、今後の建物整備計画の進捗状況に伴い検討していく予定である。

3 図書館、学術情報サービスは十分に機能しているか。

[評価の視点]

- ・ 図書、学術雑誌、電子情報等の体系的整備及び量的整備の適切性
- ・ 図書館の規模、司書の資格等の専門能力を有する職員の配置状況
- ・ 開館日・時間、閲覧座席数、情報検索設備などの利用環境とその適切性
- ・ 国内外の教育研究機関との学術情報相互提供システムの整備

〈1〉松戸歯学部、松戸歯学研究科

松戸歯学部では、図書委員会において資料の収集及び選択についての方針を策定し、図書選定要項に従い、図書、学術雑誌、電子情報等を体系的且つ量的に適切になるよう整備を行っている。また、限られたスペースを有効利用するため、利用価値を失ったものと判断された図書及び電子ジャーナル契約に伴う一部の製本雑誌については、継続的に除籍処理を行っている。

図書館の延べ面積は1,082,28㎡で、閲覧用座席数は140席あり、学部収容定員780人に対して、17.9%である。また、司書の有資格者は、専任職員1人及び臨時職員1人が配置されている。

平成26年度の開館日数は271日、入館者数は81,345人（1日平均296.2人）、貸出冊数は11,036冊となっている。開館時間は、平日9時から21時、土曜日は9時から18時である。図書館利用者の利用機器としては、ビデオブース2台、オンライン検索用端末機3台、OPAC用端末機3台、文献複写用複写機4台を設置し、機器・備品の整備に配慮している。また、図書館内に情報コンセントを50か所余り設置し、図書館利用者が個人用ノートパソコンを使用できる環境となっている。

国内外の教育研究機関との学術情報相互提供システムの整備については、国立情報学研究所の図書館相互貸借NACSIS-ILLサービスに参加しており、図書の貸借、文献複写の受付及び依頼のサービスを実施している。相互利用の申込みは、図書館システムのOPACから申込みができる。また、国立情報学研究所の目録所在情報サービスNACSIS-CATに参加し、図書館利用者に他館の目録所蔵情報を提供するとともに本学の所蔵目録情報を随時更新している。

4 教育研究等を支援する環境や条件は適切に整備されているか。

[評価の視点]

- ・ 教育課程の特徴，学生数，教育方法等に応じた施設・設備の整備状況
- ・ ティーチング・アシスタント (TA)，リサーチ・アシスタント (RA)，技術スタッフなど人的配置の適切性
- ・ 教員の研究費・研究室及び研究専念時間の確保
- ・ 研究成果を発表する機会の確保，支援措置の適切性

〈1〉松戸歯学部

(教育)

松戸歯学部では，マルチメディア視聴覚（放送設備含む）システムを各教室及び実習室に配備し，授業等で活用している。また，コンピューター教室を設置して情報教育を行っている。

(研究)

リサーチ・アシスタント (RA) については，平成24年度に私立大学戦略的研究基盤形成支援事業（平成20年度採択）の研究プロジェクトにおける研究活動の補助的業務に4名が従事した。各研究施設に配置された研究支援スタッフは，教員と協力して各研究施設の管理に当たっており，教員の要請に基づいて機器使用の補助的業務や実習の支援を行っている。

松戸歯学部では，各講座に教員数・研究講座員数・大学院生数に応じて講座研究費として研究費を割当てている。研究旅費については，日本大学における研究費等の取扱いに関する内規に則して支給している（「大学基礎データ」表32参照）。加えて日本大学松戸歯学部鈴木奨学金・研究費給付規程に基づき，学会発表に係る国内外旅費等を支給している。また，研究に意欲的な主に若手の研究者を対象として松戸歯学部若手研究支援費を支給しており，平成24年度に18名，平成25年度に21名，平成26年度からは研究支援費として16名に一定額を給付している。

研究室については，研究が効率的に行えるよう各講座の教授室・研究室に加えて，口腔科学研究所研究施設として，動物実験センター等の9施設（うちアイソトープ研究センターは平成27年3月31日をもって利用停止），共同研究室として，形態系・臨床系・機能系・理学系の13室が整備されている。これら施設には共同利用機器を用途に配慮して設置している。

研究成果を発表する機会を増やすため，英文紀要雑誌「International Journal of Oral-Medical Sciences(IJOMS)」を年3回発行し，学内外に発信している。本誌への掲載に際しては，すでに実績のある研究者が投稿者に対して内容を踏まえた指導，査読を行っており，特に若手研究者にとって充実した支援体制が取られている。また，本学部では平成26年度から研究者の研究意欲をかき立てるため日本大学松戸歯学部優秀論文賞を授与することとした。

〈2〉松戸歯学研究科

松戸歯学研究科では，教育課程の特徴，学生数，教育方法等に応じた施設・設備の整備

状況について、適切に整備されている。ティーチング・アシスタント（TA）、リサーチ・アシスタント（RA）、技術スタッフなど人的配置の適切性について、約3分の1がTAとして従事し、学部の授業の準備・進行のサポート・片づけなどを行っている。配属（資料7-5）に関しては各授業で均等になるよう配置している。教員の研究費・研究室及び研究専念時間の確保について、適切に確保されている。研究成果を発表する機会の確保、支援措置の適切性について、3年次には研究成果の発表機会（資料7-6）を設け実施している。

5 研究倫理を遵守するために必要な措置をとっているか。

[評価の視点]

- ・ 研究倫理に関する学内規程・内規等の整備状況
- ・ 研究倫理に関する学内審査機関の設置・運営状況の適切性

〈1〉松戸歯学部、松戸歯学研究科

松戸歯学部では、本学部研究委員会にコンプライアンス専門部会を設置し、研究活動の不正行為に対する防止計画の策定、研究費等の執行状況を把握・検証し、適正な使用への施策の策定等を検討している。平成26年度からは、「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）」に基づくコンプライアンス教育を対象者351名（一部非対象者を含む）に実施し、確認書及び誓約書を提出させた。さらに研究者に対しては「研究費の手引き」を毎年度改訂の上で配布し、適正な研究費の使用を促している。

平成26年度までは、「臨床研究に関する倫理指針」、「疫学研究に関する倫理指針」及び「ヒトゲノム・遺伝子解析研究に関する倫理指針」に係る倫理審査を実施し、本学部倫理委員会において、研究倫理に則した研究のみ研究実施の承認を与えている。

平成27年度からは文部科学省・厚生労働省・経済産業省「人を対象とする医学系研究に関する倫理指針」の制定に伴い、倫理審査体制の整備を行った。本部内規では対象としていない「ヒトゲノム・遺伝子解析研究に関する倫理指針」に対応するため、本学部として「松戸歯学部における人を対象とする医学系研究に関する倫理審査要項」（資料7-7）を制定・施行している。

動物実験に関しては、本学部動物実験委員会を設置し、動物実験の国際原則である3Rの原則に則って立案された実験計画のみ研究実施の承認を与えている。遺伝子組換え実験に関しては、「遺伝子組換え生物等の使用等の規制による生物の多様性の確保に関する法律」（カルタヘナ法）に基づき、本学部遺伝子組換え実験安全委員会にて慎重に審査した上で、本部遺伝子組換え実験安全委員会に上程、正式な承認を受けるという二重のチェック体制を経た上で研究を開始できるシステムをとっている。

2. 点検・評価

1 効果が上がっている事項

〈1〉松戸歯学部

(研究面)

各講座に教授室・研究室を整備している他、分野別に共同研究室を13室設置、口腔科学研究所には専門的な研究施設を9か所設置し、各分野の横断的な交流が図られることでさらなる成果が上がっている。これら共同研究施設には科学研究費補助金などの間接経費などを有効活用し、研究者の要望に基づき協議した上で、多くの研究者が活用できる機器を導入している。また、日本大学松戸歯学部鈴木奨学・研究基金から松戸歯学部若手研究支援費(研究支援費)を支給し、研究支援を行っている。これまでに支援を受けた18名が文部科学省科学研究費補助金を獲得しており、一定の成果を上げている。

従来から実施していた動物実験講習会(遺伝子組換え実験を含む)、RI教育訓練に加えて、平成25年度にヒト研究に関する倫理教育訓練を実施、平成27年度には「人を対象とする医学系研究に関する倫理指針」(平成26年12月22日施行)に関する教育・研修会の開催を予定しており、今後継続して開催する予定である。加えて平成26年度から研究費不正使用防止に係るコンプライアンス教育を開催しており、研究者の研究倫理に対する認識の高まりから、広く社会からも信頼を得ている。

2 改善すべき事項

〈1〉松戸歯学部

(研究面)

松戸歯学部では、従来から動物実験センターに2名、アイソトープ研究センターに1名、画像情報センターに1名の専任技術スタッフを配置してきたが、スタッフの定年による退職やアイソトープ研究センターの利用停止に伴いスタッフ数が減少している。加えて、研究活動の多様化や手続きの煩雑化が加速する現在において十分対応しきれていない現状がある。また、補助金等で導入した機器等について、操作方法を熟知した研究者の退職に伴い、十分な活用ができていないという状況が一部で見られる。本学部の財政状況からスタッフの増員は困難と考えられるため、在籍する教職員が研究施設や機器等について、熟練者から引き継いでいけるような体制作りが早急に求められる。

各講座に教員数・研究講座員数・大学院生数に応じて講座研究費として研究費を割当てているが、一律同額を配分していることで、緊張感が欠如する傾向にある。そのため、科学研究費補助金等競争的資金の獲得状況や投稿論文数などで研究費を傾斜配分するなど、学内においても競争的な資金獲得システムを導入することが求められる。また、研究室や研究施設については、設備や機器等の経年劣化等に伴う老朽化が加速していることから、多くの研究者が共有・共用できる設備の整備及び機器等の計画的導入も求められる。

なお、研究倫理の遵守に関しては、各種委員会の設置・運営や研修会等の開催により、教職員のスキルアップが見られるが、現在、感染実験や再生医療等に係る研究推進体制に一部不十分なところがあるため、早急に改善したいと考えている。

3. 将来に向けた発展方策

1 効果が上がっている事項

〈1〉 松戸歯学部

(研究)

現在、動物実験センターに配置されている2名の技術スタッフの知識やスキルの向上を図るため、積極的に自己研鑽を図るよう促すとともに動物実験技術に関する研修会等に参加させる機会を設けることで、従来以上に研究者を支援できるような対応をとりたいと考えている。

研究施設については、機器等の配置を見直すことにより研究者が効率よく研究できる環境を構築したい。また、さらなる外部資金獲得を目指し、より多くの研究者が将来にわたって活用できる有益な機器等を導入したい。

2 改善すべき事項

〈1〉 松戸歯学部

(研究)

技術スタッフについては、増員が困難であるため、機器等の管理者は積極的に講習会を実施し、技術支援体制を構築しなければならない。また、研究費については、研究成果等に応じた研究費の配分方法を採用するなどの見直しが必要であり、研究支援費についても、例えば有望な研究者に重点的に配分するなどの検討も必要である。研究倫理に関しては、迅速かつ円滑に研究が遂行することが可能な審査システムの構築が求められる。

4. 根拠資料

- 7-1 消防・防災計画
- 7-2 日本大学松戸歯学部アイソトープ研究センター放射線障害予防規程，放射線障害防止に関する内規，日本大学松戸歯学部アイソトープ研究センター放射線施設点検基準
- 7-3 日本大学松戸歯学部動物実験センター災害対策マニュアル
- 7-4 日本大学松戸歯学部微生物安全管理指針
- 7-5 ティーチング・アシスタント配属一覧
- 7-6 大学院3年次 研究経過報告会発表者一覧
- 7-7 松戸歯学部における人を対象とする医学系研究に関する倫理審査要項

基準Ⅷ 社会連携・社会貢献

1. 現状の説明

1 社会との連携・協力に関する方針を定めているか。

[評価の視点]

- ・ 産・学・官等との連携の方針の明確化
- ・ 地域社会への連携・協力量針の明確化

〈1〉松戸歯学部

松戸歯学部では、「産・学・官等との連携の方針の明確化」「地域社会への連携・協力量針の明確化」は、文書等をもって明確にしている訳ではないが、附属病院を併設していることから社会との連携・協力は、十分責任を果たしている。

〈2〉松戸歯学研究科

松戸歯学研究科では、産・学・官等との連携の方針の明確化及び地域社会への連携・協力量針の明確化について、明確化していない。

2 教育研究の成果を適切に社会に還元しているか。

[評価の視点]

- ・ 教育研究の成果を基にした社会へのサービス活動の実施状況
- ・ 学外組織との連携・協力による教育研究の推進状況
- ・ 地域交流事業等への積極的参加
- ・ 社会連携・社会貢献の適切性を検証する仕組みの確立とその適切性

〈1〉松戸歯学部，松戸歯学研究科

松戸歯学部では、「教育研究の成果を基にした社会へのサービス活動の実施状況」について、松戸市、流山市、柏市等近隣の地方公共団体が主催する「口腔がん検診」への歯科医師の派遣、本学部と松戸歯学部同窓会が共催で開催する歯科医師を対象とした「生涯研修」を積極的に行っている。

「地域交流事業等への積極的参加」について、松戸市・商工会議所が主催する地域イベント（具体的には、松戸まつり）に毎年参加している。

「社会連携・社会貢献の適切性を検証する仕組みの確立とその適切性」は、企画委員会、研究委員会、附属病院がこれを担当している。

研究成果の社会への還元として、平成24年11月、平成25年11月、平成26年3月の3回にわたり、科学技術振興機構・SPP（サイエンスパートナーシッププロジェクト）による出張講義が行われた。平成27年4月には、中学生及び高校生を対象にし、科学研究費補助金の研究成果を直に見る、聞く、ふれることで、科学のおもしろさを感じてもらおうプログラム「ひらめき☆ときめきサイエンス～ようこそ大学の研究室へ～」が採択され、同年7月にイベントを実施した。

また、研究成果を基にして特許を取得し、製品化されたものが社会で有効に活用されている。

学外組織との連携は、科学研究費補助金や日本大学学術助成金の研究代表者あるいは研究分担者として、他学部や他機関の研究者と共同研究を行っている。

2. 点検・評価

1 改善すべき事項

〈1〉松戸歯学研究科

松戸歯学研究科としては、産・学・官等との連携の方針の明確化及び地域社会への連携・協力方針の明確化について方針は定めていないが、学部教員が大学院教員を兼ねている場合が大半のため、学部に準ずる。

基準Ⅸ 管理運営・財務

Ⅸ－1 管理運営

1. 現状の説明

1 大学の理念・目的の実現に向けて、管理運営方針を明確に定めているか。

[評価の視点]

- ・ 中・長期的な管理運営方針の策定と大学構成員への周知
- ・ 教授会の役割の明確化

〈1〉松戸歯学部

松戸歯学部では、「教授会の役割の明確化」については、平成27年4月1日施行の学校教育法等の改正に伴う本部からの通知に基づき、平成27年度から教授会の審議事項として、先ず、決定権を含意するものではないとしたうえで、(1)学生の入学、卒業及び課程の修了、(2)学位の授与、(3)学長が定める事項(学長裁定)が、教授会の審議事項となること、基本的には教学事項が教授会での審議事項となり、管理運営(経営事項)については、事務局が責任を持つことを教授会において説明し、明確にした。

〈2〉松戸歯学研究科

松戸歯学研究科では、中・長期的な管理運営方針の策定と大学構成員への周知について、研究科委員会及び研究科運営委員会にて方針を策定し構成員へ周知している。また、教授会の役割の明確化として、教授会は研究科委員会にて決定した事項の報告の場として明確化している。

2 明文化された規程に基づいて管理運営を行っているか。

[評価の視点]

- ・ 学長、副学長、学部長・学科長及び研究科長等の選考方法の適切性

〈1〉松戸歯学部

松戸歯学部では、学部長(候補者)の選出は、大学の規定に従って適正に行われている。

〈2〉松戸歯学研究科

松戸歯学研究科では、研究科長等の選考方法の適切性として、学部長が研究科長を兼任しているため、大学の規定に基づき適切に選考されている。

3 大学業務を支援する事務組織が設置され、十分に機能しているか。

[評価の視点]

- ・ 事務組織の構成と人員配置の適切性
- ・ 多様化する業務内容への対応策や事務機能を高めるための方策とその有効性
- ・ 職員の採用・昇格等に関する諸規程の整備とその運用の適切性

〈1〉 松戸歯学部

松戸歯学部では、「事務組織の構成と人員配置の適切性」については、日本大の事務組織に関する定めに則り、適正に構成され、人員配置されている。

「多様化する業務内容への対応策や事務機能を高めるための方策とその有効性」は、職員個々の研修会への参加、自己啓発セミナーの案内など行っている。事務機能を高める方策としては、適材適所、キャリア形成のための人事異動を組み合わせで行っている。有効性については、事務4役会にて検証を行っている。

「職員の採用・昇格等に関する諸規程の整備とその運用の適切性」については、大学の定める関係規程に則って行っている。

〈2〉 松戸歯学研究科

松戸歯学研究科では、事務組織の構成と人員配置の適切性、多様化する業務内容への対応策や事務機能を高めるための方策とその有効性及び職員の採用・昇格等に関する諸規程の整備とその運用の適切性については、学部に準じている。

4 事務職員の意欲・資質の向上を図るための方策を講じているか。

[評価の視点]

- ・ スタッフ・ディベロップメント（SD）の実施状況と有効性

〈1〉 松戸歯学部，松戸歯学研究科

松戸歯学部では、「スタッフ・ディベロップメント（SD）の実施状況と有効性」について、本部研修福祉課が計画する全ての研修会に対象職員を参加させている。また、平成25年度、平成26年度と学部内で主に職員を対象としたSD研修会を開催した。この2回の研修会は、職員全体に意識改革を促すために行ったもので、平成27年度は、過去2回の研修会とは主旨を変え、対象者を絞り、自ら課題を抽出し、その課題を解決するという問題解決型研修を計画し、既にSWOT分析等を用いた予備研修会を実施し、今後、継続的に研修を行う予定である（資料9-1-1）。

2. 根拠資料

9-1-1 SD研修会実施要項

Ⅸ－２ 財務

１．現状の説明

１ 教育研究を安定して遂行するために必要かつ十分な財政的基盤を確立しているか。

[評価の視点]

- ・ 中・長期的な財政計画の立案
- ・ 科学研究費補助金，受託研究費等の外部資金の受け入れ状況
- ・ 消費収支計算書（事業活動収支計算書）関係比率及び貸借対照表関係比率の適切性

〈1〉松戸歯学部，松戸歯学研究科

松戸歯学部では、「中・長期的な財政計画の立案」については、毎年度の予算編成にあたり、経営状況の把握と将来計画を具体化の可否を検証するために、予算編成年度将来5年間の長期計画を作成している。

「科学研究費補助金，受託研究費等の外部資金の受け入れ状況」について、科学研究費補助金の受入実績は、平成24年度52件，25年度56件，26年度65件で着実に増えている。外部資金獲得の足かがりとなるよう、研究支援費の制度を設け若手研究者育成に取り組んでいる。研究助成財団等からの研究助成金については、公募情報を学内情報システム等に掲載し、積極的な助成金獲得を研究者に促している。受託研究については、平成24年度に3件，平成25年度に6件，平成26年度に10件を受入れている。共同研究費（研究経費あり）については、平成24年度に2件の受け入れがあった。研究助成寄付金については、平成24年度に10件，平成25年度に7件，平成26年度に4件の受け入れがあった。

「消費収支計算書（事業活動収支計算書）関係比率及び貸借対照表関係比率の適切性」について、松戸歯学部の財政基盤は、消費支出超過の状況が続いていて、盤石とは言い難い。固定資産の取替更新も喫緊の課題である。

２ 予算編成及び予算執行は適切に行っているか。

[評価の視点]

- ・ 予算編成の適切性，執行ルール of 明確性及び内部監査の適切性
- ・ 予算執行に伴う効果を分析・検証し，次年度予算につなげる仕組みの確立

〈1〉松戸歯学部，松戸歯学研究科

松戸歯学部では、「予算編成の適切性，執行ルール of 明確性及び内部監査の適切性」について、予算編成は、経理規程に基づく本部の予算編成基本方針に基づき、松戸歯学部予算編成方針を作成して学内に周知している。各部署は、事業計画に基づき予算編成し執行するが、予算外支出が生じた場合は、承認手続を経て適切に執行するようにしている。

「予算執行に伴う効果进行分析・検証し、次年度予算につなげる仕組みの確立」については、予算編成時にゼロベース予算作成に務め、前年度の事業計画とその執行状況进行分析・検証し、それを反映させた次年度の予算を予算折衝時に精査している。

基準Ⅹ 内部質保証

1. 現状の説明

1 大学の諸活動について点検・評価を行い、その結果を公表することで社会に対する説明責任を果たしているか。

[評価の視点]

- ・ 自己点検・評価の実施と結果の公表
- ・ 情報公開の内容・方法の適切性、情報公開請求への対応

〈1〉松戸歯学部

松戸歯学部では、「自己点検・評価の実施と結果の公表」及び「情報公開の内容・方法の適切性、情報公開請求への対応」について、松戸歯学部自己点検・評価委員会が中心に行っている。また情報公開は、適宜学部ホームページで公表している。

情報公開請求への対応については、これまで請求が無い。実際あれば、庶務課が対応する。

〈2〉松戸歯学研究科

松戸歯学研究科では、自己点検・評価の実施と結果の公表及び情報公開の内容・方法の適切性、情報公開請求への対応について、学部に準じて実施している。

2 内部質保証に関するシステムを整備しているか。

[評価の視点]

- ・ 内部質保証の方針の策定と手続きの明確化
- ・ 内部質保証を掌る組織の整備
- ・ 自己点検・評価を改善・改革に繋げるシステムの確立
- ・ 構成員のコンプライアンス（法令・モラルの遵守）意識の徹底

〈1〉松戸歯学部

松戸歯学部では、「内部質保証の方針の策定と手続きの明確化」、「内部質保証を掌る組織の整備」、「自己点検・評価を改善・改革に繋げるシステムの確立」について、平成26年度において各種委員会内規が未整備だったため、委員会の有用性を再考し、かつ委員会の統廃合を進め、内規の整備を行った。また、平成27年4月から学校教育法等の改正に伴う教授会の位置付けが変わったことにより、学部の意思決定プロセス（会議体）を書面（資料10-1）にし、明確にした。

内部の質保証、自己点検・評価を改善・改革に繋げるシステムの確立とは、教学のトップである学部長と経営のトップである事務局長を中心に、担当会（執行部の会）、各種委員会等が有効に機能することであり、上記の整備により、これらは実現できている。

「構成員のコンプライアンス（法令・モラルの遵守）意識の徹底」について、研究分野では、研究事務課が中心となり、研修会を開催し、意識の徹底を行っている。またこれ以

外の分野では、人権侵害防止の講演会（平成27年7月22日開催）など、適宜行っている。

〈2〉松戸歯学研究科

松戸歯学研究科では、内部質保証の方針の策定と手続きの明確化、内部質保証を掌る組織の整備、自己点検・評価を改善・改革に繋げるシステムの確立、構成員のコンプライアンス（法令・モラルの遵守）意識の徹底について、学部準じて実施している。

3 内部質保証システムを適切に機能させているか。

[評価の視点]

- ・ 組織レベル・個人レベルでの自己点検・評価活動の充実
- ・ 教育研究活動のデータベース化の推進
- ・ 学外者からの意見の反映
- ・ 文部科学省及び認証評価機関等からの指摘事項への対応

〈1〉松戸歯学部

松戸歯学部では、「組織レベル・個人レベルでの自己点検・評価活動の充実」について、十分とは言えない。

研究活動のデータベース化については、大学全体で運用している研究者情報システムを存分に活用している。本学部教授会や研究委員会などで同システムの活用を訴えけるとともに、未入力者には電話やメール等で直接連絡を取って入力を促してきた。その結果、平成26年度末には休職中の1名以外の全研究者がデータを入力、更新を行った。同システムは現在稼働している国立情報学研究所社会共有知研究センターの運用する Researchmap に連動しており、国内外に研究者情報を発信している。

「学外者からの意見の反映」は、年1回12月に松戸歯学部同窓会との連絡協議会を開催し、外部の意見を学部運営に反映させている。また「文部科学省及び認証評価機関等からの指摘事項への対応」について、本学部に対する「歯学教育の改善・充実に関する調査研究協力者会議（フォローアップ小委員会）による実地調査」平成27年8月に予定されているが、この様な行政への対応は、担当会、教授会レベルで対応している。

〈2〉松戸歯学研究科

松戸歯学研究科では、組織レベル・個人レベルでの自己点検・評価活動の充実、教育研究活動のデータベース化の推進及び学外者からの意見の反映について、学部準じて実施している。文部科学省及び認証評価機関等からの指摘事項への対応について、研究科委員会及び研究科運営委員会にて対応している。

2. 根拠資料

10-1学校教育法及び学校教育法施行規則一部改正に伴う本学の基本的考え方（基本ルールの策定）に係る松戸歯学部の意思決定プロセスについて（平成27年3月3日担当会決定）

重点項目 1 修学継続支援，学修意欲の喚起

1. 現状の説明

1 学生の留年，休学及び退学の原因を把握・分析し，適切に対処しているか。

[評価の視点]

- ・ 留年者及び休・退学者の状況把握と原因分析を踏まえた対処の適切性
- ・ 留年，休学及び退学への対処について検証する仕組み

〈1〉松戸歯学部

松戸歯学部では、「留年者及び休・退学者の状況把握と原因分析を踏まえた対処の適切性」については、保証人，クラス担任等の面談により状況を把握している。原因分析については、教育主任会議，学務委員会にて実施している。成績不振者を明確に定義したり，また，進級したとしてもその進級段階の成績が芳しくない者に対しても，成績不振者と位置づけ個別に対応し中途退学者の減少を目指している。

「留年，休学及び退学への対処について検証する仕組み」について，取組内容としては，現在でも十分に機能しているクラス担任制度をさらに強化・充実させることである。各学年に教育主任を置き，さらに4～5人のクラス担任がおり，常に学生全体に学業成績はもちろん生活面において目が行き届くよう配慮している。

〈2〉松戸歯学研究科

松戸歯学研究科では，留年者及び休・退学者の状況把握と原因分析を踏まえた対処の適切性について，退学は指導教授，保証人，本人の三者からの届け出により受理されるが，平成26年度は退学及び休学の該当者はなかった。留年については，1名の該当があったが，出産によるものと明確な理由があったため特段の問題もなく，適切に対処している。留年，休学及び退学への対処について検証する仕組みについて，研究科委員会及び研究科運営委員会にて検証している。

2 学修相談体制を整備し，学生の学修意欲の喚起に役立てているか。

[評価の視点]

- ・ 入学時及び学期開始時のオリエンテーションにおける履修指導の実施とその適切性
- ・ オフィスアワー等をはじめとする学修相談体制とその有効性

〈1〉松戸歯学部

松戸歯学部では、「入学時及び学期開始時のオリエンテーションにおける履修指導の実施とその適切性」について，合宿形式の新入生オリエンテーションにおいて，ノートを取り方から進級の条件まで含めた履修指導を実施している。2年次生以上においては，ガイダンスにおいて学年教育主任が中心となって，履修指導を実施している。適切であると判断している。

「オフィスアワーをはじめとする学修相談体制とその有効性」について、オフィスアワーを各科目のシラバスに明記し、学修相談体制をひいている。

〈2〉松戸歯学研究科

松戸歯学研究科では、入学時及び学期開始時のオリエンテーションにおける履修指導の実施とその適切性として、開講式・ガイダンスの際に、大学院担当より大学院学修便覧（資料11-1）及びシラバス（資料11-2）について適切に指導が実施されている。オフィスアワーをはじめとする学修相談体制とその有効性について、学生に対し、大学院担当教員及び研究指導アドバイザー一覧（資料11-3）を配布し、いつでも学修の相談ができる体制を整えており、学生の学修意欲の喚起に役立てている。大学院担当教員及び研究指導アドバイザーは、平成27年5月現在で134名該当者がいる。

3 学業成績不振の学生への支援策を講じているか。

[評価の視点]

- ・ 補習・補充教育に関する支援体制とその実施状況の適切性
- ・ 不登校の学生への対応状況

〈1〉松戸歯学部

松戸歯学部では、「補習・補充教育に関する支援体制とその実施状況の適切性」について、担任教員が学修指導に加え、平時の出席状況・授業態度等に鑑みて生活態度の乱れが疑われる学生も含め、個別の面談を実施している。学生からの相談にはオフィスアワーを設定し随時対応している。また成績不振者を対象に授業後の補講も行なっている。

「不登校の学生への対応状況」について、毎月クラス担任主任連絡協議会を開催し、クラス担任主任が一同に会して出欠状況を確認し、また各年次の状況を、報告・連絡・相談しながら、常に情報を共有し、不登校学生等の様々な問題に対処している。

〈2〉松戸歯学研究科

松戸歯学研究科では、補習・補充教育に関する支援体制とその実施状況の適切性について、毎年、指導教授及び共通科目の責任者が、学生の成績を評価しており、成績不振者に対しては、指導教授及び講座にて対応している。不登校の学生への対応状況についても、指導教授及び講座にて対応している。

4 学生の修学継続、満足度向上のための関係教職員・部署間等の連携・協力体制は機能しているか。

[評価の視点]

- ・ 相談内容に即した関係部署間の連携・協力体制の整備状況

〈1〉松戸歯学部

松戸歯学部では、「相談内容に即した関係部署間の連携・協力体制の整備状況」について、経済的に困窮している学生に対し、会計課と連携を取りながら、学費の分納手続き及び奨学金の紹介を適宜実施している。また、修学継続など学生生活上の問題に関してはク

ラス担任主任連絡協議会及び学生生活委員会において、それぞれの委員会の関係教職員が連携を取りながら対処している。

〈2〉松戸歯学研究科

松戸歯学研究科では、相談内容に即した関係部署間の連携・協力体制の整備状況について、学生からの相談等はまず教務課で受け、該当教員へ連絡し問題を解決していくといった体制を構築しており、教員、職員及び学生の連携は整備されている。

2. 根拠資料

- 11-1 大学院学修便覧
- 11-2 シラバス [研究科]
- 11-3 大学院担当教員及び研究指導アドバイザー一覧

重点項目 2 国際交流

1. 現状の説明

1 国際交流に関する方針を明示しているか。

[評価の視点]

- ・ 国際的な教育研究交流に関する方針の明確化，その周知方法
- ・ 国際社会への連携・協力方針の明確化

〈1〉松戸歯学部

「国際的な教育研究交流に関する方針の明確化，その周知方法」及び「国際社会への連携・協力方針の明確化」は，松戸歯学部海外学術交流委員会において，海外交流を推進することを説明している。

〈2〉松戸歯学研究科

松戸歯学研究科では，国際的な教育研究交流に関する方針の明確化，その周知方法について，大学本部が実施している海外派遣奨学生制度（資料12-1）を利用し，1年間の海外留学を推奨している。留学期間中の単位認定については，大学院学修便覧（資料12-2）に明確にされている。募集方法は，学生掲示板により周知し募っている。国際社会への連携・協力方針の明確化について，学部に準じて実施している。

2 外国人留学生の受入れと学生の海外派遣を促進し，国際交流の推進に努めているか。

[評価の視点]

- ・ 海外学術交流協定校・提携校との交流実績
- ・ 留学を希望する学生への情報提供，外国語を学習する機会の提供
- ・ 外国人留学生に対する修学・生活・就職等各種支援体制の整備状況
- ・ 海外の大学における修得単位の認定，英語による授業科目の設置，留学を目的とする休学の取扱などの教育課程上の配慮の適切性
- ・ 日本人学生と外国留学生との交流機会の設定，交流を促進するための取組

〈1〉松戸歯学部

本学の私費外国人留学生授業料減免制度を斡旋し，生活支援を実施している（本学部の留学生は1名）。

〈2〉松戸歯学研究科

松戸歯学研究科では，海外学術交流協定校・提携校との交流実績及び海外の大学における修得単位の認定，英語による授業科目の設置，留学を目的とする休学の取扱などの教育課程上の配慮の適切性として，大学本部が実施している海外派遣奨学生制度（資料12-1）を利用し，1年間の海外留学を推奨している。留学期間中の単位認定については，大学院学修便覧（資料12-2）に明確にされている。留学を希望する学生への情報提供，外国語を

学習する機会の提供について、学生掲示板にて募集・周知している。外国人留学生に対する修学・生活・就職等各種支援体制の整備状況について、外国人留学生はTAとして採用することで、生活面での支援を行っている。日本人学生と外国留学生との交流機会の設定、交流を促進するための取組として、特に設けていない。

3 外国大学・研究機関との共同研究等を促進し、研究の質向上に努めているか。

[評価の視点]

- ・ 海外大学・研究機関との共同研究の実施状況、その成果
- ・ 海外大学・研究機関で研究に従事できる制度や機会の整備状況とその利用実績
- ・ 国際交流事業への積極的参加

〈1〉松戸歯学部

松戸歯学部では、「海外大学・研究機関で研究に従事できる制度や機会の整備状況とその利用実績」について、3つの制度が利用できる。①専任教職員海外派遣規程に基づく「日本大学海外派遣研究員」、②日本大学松戸歯学部鈴木奨学金・研究費給付規程に基づく「鈴木研究者」、③日本大学松戸歯学部学術文化交流資金給付規程に基づく「教職員の研究（研修）」のための派遣。

「海外大学・研究機関との共同研究の実施状況、その成果」、「国際交流事業への積極的参加」について、現状では、不活発と言わざるを得ない。

〈2〉松戸歯学研究科

松戸歯学研究科では、海外大学・研究機関との共同研究の実施状況、その成果及び、海外大学・研究機関で研究に従事できる制度や機会の整備状況とその利用実績として、大学本部が実施している海外派遣奨学生制度（資料12-1）を利用し、海外大学・研究機関との共同研究を推奨している。毎年、1名～2名の派遣実績がある。国際交流事業への積極的参加については、事業があれば積極的な参加を促している。

2. 点検・評価

1 効果が上がっている事項

〈1〉松戸歯学部

松戸歯学部では、平成27年5月に海外学術協定校の一つであるマギル大学（カナダ）からジョセリン・ファイン教授を招聘し、特別講義を開催した。また、平成27年4月にセンメルワイス大学（ハンガリー）と学術交流の協定締結が本部で承認された。

2 改善すべき事項

〈1〉松戸歯学部

松戸歯学部では、日本大学松戸歯学部学術文化交流資金が「教職員の研究（研修）」のための派遣が過去1件のみと、有効に活用されていない。「国際交流事業への積極的参加」

について、改善が望まれる。

3. 将来に向けた発展方策

1 効果が上がっている事項

〈1〉松戸歯学部

松戸歯学部では、現在、高雄医科大学（台湾）とも協定に向け、学部内で検討している。将来的には、北米，欧州，アジアから各1校協定が結ばれることになり、今後、学生の交流，教員の交流を積極的に進めたい。

2 改善すべき事項

〈1〉松戸歯学部

今後は、日本大学松戸歯学部学術文化交流資金給付規程（資料12-3）に基づく同資金の有効活用を図りたい。

4. 根拠資料

12-1 日本大学大学院海外派遣奨学生の候補者推薦について

12-2 大学院学修便覧

12-3 日本大学松戸歯学部学術文化交流資金給付規程

松戸歯学部，松戸歯学研究科の改善意見

(計 1 件)

基準，重点的 点検・評価項目	教育研究等環境
改善事項	研究倫理の遵守；スタッフ細胞問題，製薬会社と研究機関のデータ改ざんなど，日本の研究機関及び研究者のモラルが問われている。また，今後，iPS 細胞の研究に代表されるように再生医療の研究分野の進展が見込まれているが，これらに共通の最も重要な点は，研究機関及び研究者個々の倫理観である。
改善の方向及び 具体的方策	<p>〔改善の方向〕</p> <p>再生医療等に安全性の確保等に関する法律（平成 26 年 11 月 25 日施行），ヒトゲノム・遺伝子解析研究に関する倫理指針（平成 26 年 11 月 25 日一部改正），人を対象とする医学系研究に関する倫理指針（平成 26 年 12 月 22 日施行）など，平成 26 年度において研究倫理に係る重要な法整備がなされた。松戸歯学部では，平成 27 年 4 月から研究委員会，倫理審査委員会を中心に研究体制を刷新した。しかし，研究者等の教育をはじめ再生医療等に係る研究推進体制が不十分なままとなっており，早急に策定を講ずる。</p> <p>〔具体的方策〕</p> <p>① 研究者等に対する倫理教育 e-learning の活用 授業カリキュラムへの導入</p> <p>② 再生医療等に係る研究推進体制の整備 ア 内規の整備 イ 委員会の整備</p>
改善達成時期	平成 27 年度中。ただし，倫理教育については，継続性が重要となるので 3 年以内に教育手法，内容など確立したものとする。
改善担当部署等	研究事務課，研究委員会，コンプライアンス専門部会，倫理審査委員会

以 上